

議案第 4 号

山都町空家等対策協議会設置条例の制定について

山都町空家等対策協議会設置条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、山都町空家等対策協議会を設置するに当たり、その設置、所掌事項等を定める必要があります。

これが、この議案を提案する理由です。

山都町空家等対策協議会設置条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町空家等対策協議会設置条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。

以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、山都町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、空家等対策に係る以下の内容について協議等を行う。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等の認定及びその措置に関する事項
- (4) その他空家等対策の執行に関し必要とする事項

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築その他の学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱された委員の任期は、当該職に在る期間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、第3条に規定する事項に関して協議等が必要な場合、速やかに会議を招集するものとする。

3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山の都創造課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協 議会委員	会長	日額	6,000円	
	委員	日額	5,900円	

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年条例第39号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
区分		報酬		区分		報酬	
選挙管理	委員長	日額	6,800円	選挙管理	委員長	日額	6,800円
委員	委員	日額	6,500円	委員	委員	日額	6,500円
(略)				(略)			
社会教育	委員長	日額	6,000円	社会教育	委員長	日額	6,000円
委員	委員	日額	5,900円	委員	委員	日額	5,900円
図書館協	委員長	日額	6,000円	図書館協	委員長	日額	6,000円
議会委員	委員	日額	5,900円	議会委員	委員	日額	5,900円
前各項に掲げる者以外の非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額			前各項に掲げる者以外の非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額		
備考 各項に掲げる特別職の非常勤の職員(学校医及び町医を除く。)のうち、弁護士、医師、大学教授等の当該者の職に応じて任用されるものの報酬の額は、日額20,000円以内において町長が定める額とする。				備考 各項に掲げる特別職の非常勤の職員(学校医及び町医を除く。)のうち、弁護士、医師、大学教授等の当該者の職に応じて任用されるものの報酬の額は、日額20,000円以内において町長が定める額とする。			